

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、県内競技団体等が行う、松山空港国際線を活用し本県においてスポーツ合宿を実施する海外スポーツチームを受け入れる事業に対し、予算の範囲内で令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、海外からのスポーツ合宿の誘致を促進し、もって本県のスポーツ交流の拡大及び競技力向上のほか、松山空港の利用促進及びインバウンドの拡大を図る。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 本県においてスポーツ合宿を実施する海外スポーツチームを受け入れる事業であること
- (2) 当該事業においては、当該チームが往路・復路ともに松山空港国際線を活用し来県すること
- (3) 当該事業においては、当該チームが合宿期間中に県内のスポーツチームとのスポーツ交流を実施すること

(補助対象外事業)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業としない。

- (1) 政治的又は宗教的活動を目的とした事業
- (2) 興行的要素の強い事業
- (3) 本県から他の補助金等（本県からの原資による補助金等を含む。）の交付を受ける事業

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助率及び補助限度額は次の表のとおりとする。ただし、本県の国際交流促進又は地域活性化に特に寄与すると知事が認めた事業については、この限りではない。

補助対象経費	補助率	補助限度額
補助対象事業に要する報償費、旅費（渡航費を除く）、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びにその他知事が必要と認める経費	10分の10	50万円

(事業主体)

第5条 補助金の申請を行う者（以下「事業主体」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 補助対象事業を行う競技団体
- (2) 補助対象事業を行う実行委員会
- (3) 補助対象事業を行う民間事業者及び民間団体
- (4) 補助対象事業を行う学校の団体にスポーツに関する連盟等加盟するもの
- (5) その他、補助対象事業を実施等するもので、知事が適当と認めたもの

(補助金の交付申請)

第6条 事業主体は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

2 事業主体は、前項の申請書を提出するに当たって、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに事業主体に通知するものとする。

(補助対象事業の変更承認申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業主体（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書（様式第4号）を知事に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（ただし、補助対象事業の目的達成に影響がない軽微な変更を除く。）
- (2) 配分した経費の区分ごとの事業費の20パーセントを超える変更

(補助事業の中止及び廃止)

第9条 補助事業者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助対象事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業完了後、補助対象事業完了の日から起算して1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに補助対象事業実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第8号）

2 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、その額を減額して報告しなければならない。

3 第6条第2項ただし書きにより交付申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額を仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第9号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該仕入れに係る消費税等相当額（仕入れに係る消費税等相当額として既に減額した額がある場合にあっては、当該減額した額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金精算払請求書（様式第10号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 知事は、前条に規定する精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、前2条の規定にかかわらず、補助対象事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することがある。

2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式

第11号) に、概算払を必要とする理由を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
主 催 者 等 名
代 表 者 職 氏 名 印

令和6年度において、海外スポーツ合宿の受入れを下記のとおり実施したいので、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書 別紙事業計画書（様式第2号）のとおり
- 2 収支予算書 別紙収支予算書（様式第3号）のとおり
- 3 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- （注1） 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- （注2） 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- （注3） 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

項 目	内 容	
期 間		
海外チーム	国名	チーム名称
予定参加者		
会 場		
宿泊場所		
事業の概要		
県内チームとの交流		
利 用 便	往路便	復路便
事業の概要		
経費の概要	a事業経費	(円)
	b補助対象外経費	(円)
	c補助対象経費 (a-b)	(円)
	d補助率	10/10
	e補助限度額	500,000(円)
	f補助金申請額 c×dの額又はeの額いずれか少ない方の額（千円未満切り捨て）	(円)
備 考		

様式第3号（第6条関係）

収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額 (円)	摘要 (積算基礎)	備 考
合 計			

2 支出の部

科 目	予 算 額 (円)	摘要 (積算基礎)	備 考
補 助 対 象 経 費	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第4号（第8条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業変更承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所

主催者等名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があったスポーツ合宿を下記のとおり変更したいので、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 補助金交付変更額

既交付決定額	金	円也
変更承認申請額	金	円也
差引増減額	金	円也

4 事業計画書 別紙事業計画書朱書のとおり

5 収支予算書 別紙収支予算書朱書のとおり

6 その他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- （注1） 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- （注2） 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- （注3） 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。

様式第5号（第9条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業中止（廃止）承認申請書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
主 催 者 等 名
代 表 者 職 氏 名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があったスポーツ合宿を中止（廃止）したいので、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、その承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- （注1） する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- （注2） 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- （注3） 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。

様式第6号（第10条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業実績報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
主 催 者 等 名
代 表 者 職 氏 名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定の通知があったスポーツ合宿の実績について、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業報告書 別紙事業報告書（様式第7号）のとおり
- 2 収支決算書 別紙収支決算書（様式第8号）のとおり
- 3 そ の 他

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- (注1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- (注2) 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- (注3) 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。

事業報告書

項 目	内 容	
期 間		
海外チーム	国名	チーム名称
参 加 者		
会 場		
宿 泊 場 所		
事業の実績		
県内チームとの交流状況		
利 用 便	往路便	復路便
今後の見通し		
経費の概要	a事業経費	(円)
	b補助対象外経費	(円)
	c補助対象経費 (a-b)	(円)
	d補助率	10/10
	e補助限度額	500,000(円)
	f補助金申請額 c×dの額又はeの額いずれか少ない方の額（千円未満切り捨て）	(円)
備 考		

様式第8号（第10条関係）

収支決算書

1 収入の部

科 目	決 算 額 (円)	摘 要 (積算基礎)	備 考
合 計			

2 支出の部

科 目	決 算 額 (円)	摘 要 (積算基礎)	備 考
補 助 対 象 経 費	報償費		
	旅費		
	需用費		
	役務費		
	委託料		
	使用料及び賃借料		
	小 計		
補 助 対 象 外 経 費			
	小 計		
合 計			

様式第9号（第10条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
主 催 者 等 名
代 表 者 職 氏 名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金について、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第10条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第11条の補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による補助金の確定通知)
金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円也

注 参考となる資料を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- (注1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- (注2) 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- (注3) 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。

様式第10号（第12条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金精算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
主 催 者 等 名
代 表 者 職 氏 名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金について、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳

交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- (注1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- (注2) 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- (注3) 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。

様式第11号（第14条関係）

令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金概算払請求書

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
主催者等名
代表者職氏名 印

令和 年 月 日付け愛媛県指令 第 号で交付決定の通知があった令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金について、令和6年度愛媛県海外スポーツ合宿受入支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

一金 円也

内訳

交付決定通知額 金 円也

概算払受領済額 金 円也

今回請求額 金 円也

残 額 金 円也

注 概算払を必要とする理由を記載した書類を添付すること。

本件責任者（職氏名・連絡先）	
担当者（職氏名・連絡先）	

- (注1) 代表者印を押印する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先の記入は不要。代表者印の押印を省略する場合、本件責任者及び担当者の職指名・連絡先を記入し、県が指定する者のメールアドレスを宛先に設定の上、電子メールにて提出すること。
- (注2) 「責任者」欄には、理事長や事務局長など団体において権限の委任を受けた役職員を、「担当者」欄には本申請に関する事務を担当する者を記入すること。
- (注3) 任意団体の場合は、責任者及び担当者が同一でも差し支えないが、「同上」など、その旨わかるように記載すること。